

広島市告示第242号
令和7年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委任を受けた出納員
健康福祉局地域共生社会推進課
課長 田中 泰磨
- 2 委任事務
 - （1）平成26年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納
 - （2）平成27年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納
 - （3）年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の誤支給に伴う返還金の収納
- 3 委任年月日
令和7年4月1日
- 4 委任期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで